

平成27年度における国立循環器病研究センターの中小企業者に関する契約の方針

国立研究開発法人国立循環器病研究センター（以下、「当センター」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成27年8月28日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成27年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当センターは、平成27年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約88.8億円、比率が75.5%になるよう努めるものとする。

（※ただし、官公需予算総額には移転建替整備事業の契約件数・契約金額を除く）

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度における当センターの官公需契約実績117.7億円の約0.3%程度と推計されることを踏まえ（注）、平成27年度から平成29年度までの3年間で、平成26年度比で倍増の水準となるように努めるものとする。

（※ただし、官公需予算総額には移転建替整備事業の契約件数・契約金額を除く）

（注）中小企業庁が各府省等から平成26年度上半期の官公需における契約データを入手して、民間調査機関に委託して調査を実施。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当センターは、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 官公需に関する相談体制の整備

財務経理部調達企画室の「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

2 総合評価落札方式及び公募型企画競争の適切な活用

総合評価落札方式及び公募型企画競争による調達の際、特にシステム関連契約においてはコンサルタント等を活用し、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成する。

3 一括調達、共同調達における事例の活用

一括調達、共同調達を行う際に、経済合理性に留意しつつ、適切な品目分類、適切な配送エリア等について中小企業庁がまとめている事例を参考として活用する。

4 一般競争契約における下位等級者の参加の推進

一般競争契約における競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等下位の等級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

5 技術力のある中小企業・小規模事業者に対する受注機会の増大

大阪府商工労働部中小企業支援室による、「平成27年度新分野・ニッチ市場参入事業化プロジェクト」などの採択を受けた中小企業・小規模事業者が入札に参加する場合には、一般競争契約にあつては、下位等級であっても入札参加が可能となるよう、また随意契約により調達を検討するなど、弾力的な運用に努めるものとする。

6 中小企業・小規模事業者等の積極的活用

当センターにおいて消費される調達について、少額の随意契約による場合には、中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めるものとする。

7 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、申込みの価格によっては、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるときには、契約審査委員会を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

当センターは、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」の情報などを活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

財務経理部 調達企画室の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(4) 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録するサイト（以下「ここから調達サイト」という。）の活用による調達の推進

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるものとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

第4 上記1.～3.に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当センターの調達企画室で調達される案件に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、当センターに推進本部を設置する。推進体制は別紙のとおりとする。

なお、推進本部においては、1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し改善策を指示する。

付則

○本契約の方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

推進本部

本部長 : 理事長
本部員 : 財務経理部長
: 財務経理課長
: 企画経営課長
: 調達企画室長
: 監査室長

(事務局 財務経理課調達企画室)